

令和元年 5月 20日

保護者の皆様へ

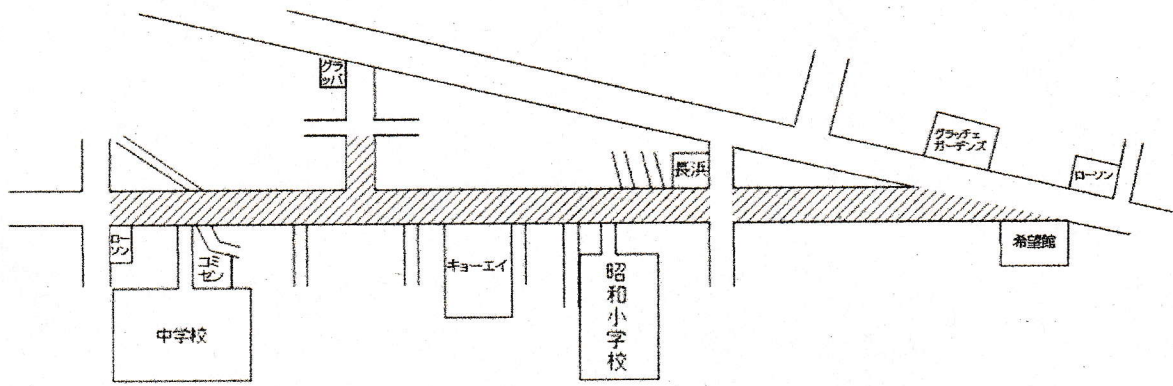
昭和小交通安全部長 藤上 みつよ
昭和小PTA会長 増田 貴美子
昭和小学校長 新田 恭一

昭和小学校のスクールゾーンを知っていますか？

昭和小学校では、希望館様(ローソン昭和町7丁目店舗様前)の交差点からローソン中昭和町3丁目店舗前の交差点までの道路が 朝7:30~8:30 の間スクールゾーンとなっています。

(下図、斜線部分が車両通行禁止区間です)

もし通行する必要がある場合は、東警察署に申請し、通行許可証をもらって下さるようお願いします。



<スクールゾーンとは>

学童や幼稚園児の交通事故を防止することを目的に行われる交通規制です。警察署長から通行許可証をもらった車両のみ徐行して通行することができます。通行許可証をもたない車両がスクールゾーン内へ出入りすることは 交通違反(加点 2点、普通車で交通反則金 7,000円)となります。

子どもの送迎のためでも、通行はできません。

<お願い>

- スクールゾーン規制を徹底することで、学校周辺のその他の道路の交通量が増えることが考えられます。子どもたちに対し、登下校時には車に十分気をつけるよう、ご家庭で注意して下さい。
- 学校への送迎の車の出入りにより、通学中の子どもが危険にさらされることもないとは言えません。送迎の規制はできませんが、できれば徒歩か自転車に来ていただき、自分の子ども以外の子どもたちの安全確保へのご協力を、交通安全部よりお願い申し上げます。